

別冊 1

市内中学生熱中症事故調査結果報告書

平成29年4月

市内中学生熱中症事故調査委員会

目 次

1 はじめに	1
2 国の指針に基づく詳細調査の実施	1
3 事故の概要	2
4 調査で明らかになった事実	3
5 課題の整理	7
6 再発防止に向けた提言	8

【参考】○市内中学生熱中症事故調査委員会条例

- 委員名簿
- 開催日程
- 事故後、当面の教育委員会の対応についての校園への通知文

市内中学生熱中症事故調査委員会（以下「本委員会」という。）による調査は、熱中症事故の再発防止・事故予防等を検討することを目的としたものであり、特定の機関や組織、個人の責任を追及し、批判するものではない。
報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いがなされるようお願いしたい。

1 はじめに

平成 28 年 8 月 16 日、生駒市立大瀬中学校において、ハンドボール部の活動中に熱中症により 1 年生男子生徒が救急搬送され、その後亡くなった。

生駒市では、文部科学省が平成 28 年 3 月に策定した学校事故対応に関する指針（以下「国の指針」という。）に基づき、被害生徒の保護者や教育現場等関係者の意向を踏まえ、事故に至る過程や原因の調査と再発防止について検討するため、本委員会を設置した。

本委員会は、調査にあたって、当該中学校はもとより、学校以外の関係機関への聴き取り等による情報収集を広く行ったが、関係者のプライバシーの保護及び被害生徒の保護者の意向に配慮した。

本委員会では、今回の事故を重く受け止め、二度とこのような事故を起こさないよう、あらゆる側面から調査検討を行い、課題を抽出し、再発防止に向けた今後の取組について、提言を取りまとめた。

2 国の指針に基づく詳細調査の実施

国の指針においては、学校管理下（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）第 5 条第 2 項各号に掲げる場合をいう。）における死亡事故について、原則として学校が速やかに基本調査に着手することとされている。

基本調査は、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもので、今回の事故については当該中学校が基本調査を行い、その結果を生駒市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に報告した。

国の指針ではさらに、この基本調査を踏まえ、学校の設置者が必要と判断した場合に、中立的な立場の外部有識者で構成する調査委員会がより詳細な調査を行うとされている。

今回の事故では、この国の指針に基づき、公平性及び中立性を確保しながらその原因等を調査し、再発防止策を検討するために、学校の設置者である市教育委員会の諮問を受けて、本委員会が調査を行った。

○調査方法

本委員会は、調査の計画と見通しを立て、市教育委員会と共に理解を図った。具体的には、調査の趣旨等の確認、調査対象、調査方法、期間、被害生徒の保護者への説明等の見通しの検討等である。また、プライバシー保護の観点から、本委員会は非公開とした。

まず、本委員会は、当該中学校から市教育委員会に提出された基本調査等をもとに、事故の経緯を確認するとともに、各種資料を収集して検討した。

関係者ヒアリングについては、被害生徒の保護者、3 名のハンドボール部の顧問（以下「顧問」という。）を含む学校関係者、医療関係機関の順にヒアリング等を行った。また、学校関

係者のヒアリングの際に、事故が発生した場所への実地調査を実施した。

その上で、本委員会は、調査によって明らかになった事実を踏まえ、課題等を整理し、熱中症事故の再発防止に向け、多角的に協議・検討を行った。

3 事故の概要

(1) 事故当日の状況

平成 28 年 8 月 16 日（火）午前 9 時 11 分頃、生駒市立大瀬中学校運動場において、1 年生男子生徒がハンドボール部の練習中（ランニング後）に意識を失って倒れ、救急搬送される事故が発生した。翌 8 月 17 日に当該生徒は搬送先の病院において死亡した。

当該生徒は同年 4 月に中学校に入学後、ハンドボール部に入部し、少しづつ技術面、体力面も向上してきたところであった。

8 月 16 日の練習では、当該生徒は午前 8 時過ぎに登校し、他のハンドボール部員と一緒に練習に参加した。その後、当該生徒は給水することなく約 35 分間のランニングをした後に倒れた。

(2) 事故後の報告及び対応について

① 市教育委員会への報告について

8 月 16 日（火）9 時 50 分 当該中学校から「ハンドボール部男子 1 年生が熱中症症状で救急車により A 病院に搬送された」という連絡があった。

16 時 40 分 当該中学校校長から、「当該生徒は検査入院になった」と連絡があった。

8 月 17 日（水）5 時 当該中学校校長から市教育委員会に「当該生徒が B 病院で亡くなった」と連絡があった。

8 月 26 日（金） 当該中学校校長から市教育委員会へ基本調査報告書が提出された。

② 当該中学校における生徒及び保護者への対応について

8 月 17 日（水）19 時 第 1 回保護者説明会の開催。

（当該中学校校長から死亡事故の状況の説明と質疑応答）

8 月 18 日（木）9 時 15 分 全校集会の開催。（当該中学校校長から状況説明）

8 月 18 日（木） 当該中学校にスクールカウンセラーを派遣。（臨時に配置）

8 月 19 日（金）19 時 P T A 本部役員会の開催。（状況説明）

8 月 20 日（土） 学級担任による家庭訪問開始。

8月22日（月）	学級担任による家庭訪問。
8月23日（火）	学級担任による家庭訪問。
8月24日（水）19時	ハンドボール部保護者会の開催。
9月6日（火）19時	第2回保護者説明会の開催。 (基本調査の結果報告と今後の取組)
9月16日（金）19時	ハンドボール部保護者会の開催。

4 調査で明らかになった事実

当該中学校から市教育委員会へ提出された基本調査、関係者へのヒアリング内容等をもとに、以下の事実が明らかになった。

（1）事故の発生要因に関して明らかになった事実

① 当該生徒について

当該生徒は、小学校時代は水泳を習うなど、運動することは好きであり、明るくまじめな性格の頑張り屋で、どんなことにも一生懸命に取り組んでいた。普段から規則正しい生活をおくっており、特に既往症もなかった。入部当初から練習をあまり休むことなく参加していた。

体重に関しては、肥満傾向ではあったが、運動が好きで積極的に部活動に取り組み、春と比べて5kgほど減っていたとのことであった。

事故当日は、5日ぶりの練習参加であった。

当該生徒が顧問について家族に話していた内容は、足にまめができたときに、「辛くて練習を休みたいが、休みたいと伝えるぐらいなら、頑張って走る」等と言って練習に参加するほど、日頃から「顧問が怖い」と言っており、「お母さんの1000倍も怖い」と言っていたとのことであった。

当該生徒の事故当日の服装は、半そでTシャツ、ハーフパンツ、無帽であった。

当該生徒は、練習時には2リットルの水筒を持参していた。家族はスポーツドリンクを勧め、最初はスポーツドリンクと水を持たせていたが、途中からは、本人が水を希望するので水筒には水だけを入れ、塩分チャージというタブレットを持たせていた。夏休みに入ってからは、練習から帰宅後も、水筒に半分ほど水が残っている状態であった。事故当日は、全く中身が減っていなかった。

② 顧問の指導体制について

当該中学校のハンドボール部は1年生男子28名、女子14名、2年生男子14名、女子5名、3年生男子8名、女子7名が在籍していた（3年生は7月末に引退した）。

顧問は3人体制で、2人がハンドボール競技経験者である。事故当日、監督である顧問は2年生男女と1年生女子を別の場所に引率し、他の2人の顧問が学校で1年生男子を指導していた。当日運動場で1年生の指導に当たっていた顧問（以下「当該顧

問」という。)は、平成28年度に他校から転勤してきたところだったが、中学校の部活動において、長年ハンドボールの指導を行っていた。

顧問同士の連携については、色々相談しながら指導に当たっていたが、細かい練習メニューなどの情報共有は不十分であった。

また、顧問と生徒との関係については、ハンドボール部内で生徒が顧問に対し考えていることや、感じていることを自由に発言できる環境が構築されていなかったようであった。

③ 練習内容について

練習計画については、長期的な計画はハンドボール部内で共有されていた。日々の細かい計画や目的は、技術面については明確なものがあったが、持久力養成やウォーミングアップについての考え方などについては、妥当とはいえない内容であった。

顧問は、生徒一人一人の体力レベルは把握していたが、練習開始後すぐに30分間走を行うという練習の中で、当該生徒が4~5周ほど周回遅れで走っていることを、当該生徒が自分でペースを調節して適切な運動強度で走っているとみなし、運動強度の個人への配慮は不十分であった。

顧問は、体力をつけるという目的で、7月26日から練習の最初に30分間のランニングを取り入れていた(ハンドボールの試合は前後半25分ハーフで、間は10分休憩である)。当初は15分で強制的に給水の時間を取りっていたが、8月13日及び14日の練習では、給水の時間を取りていなかった。15日は、部活動は休みであった。

また、顧問は給水については各自の判断で給水するよう指示していたが、一人一人の水分摂取状況について、具体的な把握は行っていなかった。

④ 事故当日の練習環境について

8月16日の当該中学校の気象状況は、天候はくもり時々晴れ、気温29.9°C、湿度71.3%で不快な状況であった。ハンドボール部の練習は屋外で行われており、グラウンド及びランニングに用いたグラウンド周囲には日陰はないが、練習開始時間の8時30分頃は、校舎と運動場の間だけが日陰になっていた。

身体を冷却するための機器については、選手個々に持参させている水筒以外には、大型の扇風機やシャワー、水を被るためのバケツ、日除けとなるテントなどはいずれも設置されていなかった。氷は校舎内に準備されていた。スポーツドリンクは2リットルのペットボトルを数本準備していた。

なお、グラウンドに気象条件を測定する機器は設置されておらず、前述の気象条件は生駒市消防本部で午前9時に計測された数値である。

⑤ 事故当日の練習状況について

予定より 5 分遅れて 8 時 35 分に練習を開始し、部員全員でランニングを始めた。通常の練習と同様に 30 分間のランニングとして生徒が 9 時にランニングを終えようとしたが、この日は 8 時 35 分から 9 時までの 25 分間しかランニングをしていなかったことから、当該顧問は、あと 5 分間のランニングを全員に指示した。その後、ランニング時間をごまかそうとしたことに対するペナルティーとして、当該顧問は部員全員に対し「スタートが遅れて 5 分忘れるなら、もう 1 回走れ」と言って、さらに 5 分間のランニングを課した。

事故当日朝のランニングについて、基本調査に記載されている他の部員からの聞き取りによると、「いつもの 15 分での給水が無く、40 分給水無しでペースも速くしんどかった」、「初めて 40 分も走った」、「遅れている人に厳しかった」、「休み明けだったのでしんどかった」、「給水はダメじゃ無いけど飲める雰囲気では無かった」、「普段は吐きそうにならないのに、この日はしんどかった」、「9 時にランニング再開後、1 周で横っ腹が痛くなりランニングを止めたところ『情けないな』と当該顧問に言われた」というコメントがあり、複数の生徒がランニング途中、またはランニング後にしんどくなり、練習を一時休み休憩を取っていた。

ランニングコースは 1 周約 442m で、他の部員は 1 周を約 2 分 40 秒から 2 分 50 秒(分速 156m から 166m) で走るが、当該生徒は他の部員から 4~5 周ほど遅れていたので、4 周遅れなら 105~115m/分で、5 周遅れなら 93~103m/分のペースで走っていたと推定された。この間、給水の時間は確保されていなかった。

また、当該顧問は、練習前に一人一人の体調確認を行っていなかった。

⑥ 現場での応急処置について

- 9 時 11 分頃 校舎と運動場の間の日陰で当該生徒が座り込んだ。
- 9 時 13 分 全員がランニングを終え、クールダウンで歩いているときに当該生徒が立とうとしたが横に倒れた。
- 9 時 15 分 当該顧問が当該生徒の身体を支えて水を飲ませようとしたが、当該生徒は飲むことができなかった。当該生徒は自力で立つことができず、当該顧問は他の生徒 4 名と一緒に当該生徒を職員室へ運ぼうとしたが、手足が痙攣していて持ち上げることができなかった。意識の有無については、「立てるか?」の問い合わせに「はい」と返答できた。
- 9 時 16 分 当該顧問は当該生徒をその場に寝かせ、応援の要請をするためにすぐ近くの職員室に戻った。
- 9 時 17 分 他の教員数名が氷嚢を持ってきて、当該生徒の首と脇を冷却した。
- 9 時 19 分 当該生徒が尿失禁をしたことに当該顧問、他の教員が気づいた。
- 9 時 20 分 顧問が救急車の出動要請をした。複数の教員で当該生徒を担架に乗せようとしたところ、当該生徒は嘔吐した。

- 9時22分 意識の有無については、「わかるか？」の問い合わせには、「んー」と答えるだけであった。
- 9時23分 他の教員がうちわを持ってきて、当該生徒をうちわであおいた。保護者に連絡して来校を依頼した。
- 9時25分 他の教員の呼びかけに対して、当該生徒は薄目を開けるだけで、手足は冷たかった。
- 9時28分 救急車が到着した。当該生徒はストレッチャーで救急車に乗せられた。
- 9時30分 保護者が到着した。冷却を継続しながら顧問1人が救急車に同乗した。
- 9時39分 搬送先が決まり、救急車が現場を出発した。当該生徒はA病院に搬送された。保護者は自家用車でA病院に向かった。

体温は救急車内で電子体温計により測定され、37.4°Cであった。

⑦ 搬送後の状況について

平成28年8月16日

9時44分 A病院に到着した。

19時30分 顧問1名がA病院で当日最終の面会をおこなった。

21時50分 B病院に転院した。

平成28年8月17日

2時50分 死亡した。

医療機関から提供された資料によると、A病院へ搬送された時点で重篤な熱中症Ⅲ度であったことが認められた。

(2) その他の明らかになった事実

① 当該中学校の部活動運営について

すべての部活動で、顧問は複数の教員を配置する体制がとられている。新入生の入部に関しては、体験入部期間中に各部活動を経験した後、正式に入部する。

部活動保護者会は5月初旬にすべての部活動で一斉に開催され、当該保護者会において各顧問が各部活動の運営方針を説明している。

各部活動の運営は各顧問の教員に任せられている。他の部の取組等をお互いに積極的に情報共有をすることや、他の部に対して気軽に助言できる環境は整っておらず、部により運営方針や部内の雰囲気に差があることが判明した。

8月の保護者会で、保護者から、部活動の目的を明確にして、生徒が休むことや体の不調を訴えやすい環境を整えて欲しいという要望が挙げられた。

② 当該中学校の熱中症に関する対応について

奈良県教育委員会から、5月及び7月に計3回熱中症事故防止に関する注意喚起の通知があり、校長から教職員に対して、その都度周知した。また、1学期終業式に校長から全校生徒に対して、熱中症予防に関する話をした。

学校には、学校安全計画や学校体育必携が設置されているが、その中の熱中症対応マニュアルや環境省から出されている熱中症環境保健マニュアルの運用について、教員の十分な研修が行われておらず、教員が内容を熟知して有効に活用していたとは言い難い。

また、部活動中の飲料水については、生徒各自で持参するように顧問が指示し、職員室の冷蔵庫には、スポーツドリンクおよび経口補水液を準備していた。保健室と職員室には冷房を入れ、休息できる環境を整え、冷却用の製氷機を設置していた。

5 課題の整理

調査の結果、以下の課題が事故発生の要因として挙げられる。

(1) 練習環境に関する課題

- ① 適切な測定法による気象条件の的確な把握がなされていなかった。

(2) 練習計画および練習内容に関する課題

- ② 生徒個人の体格・体力レベルに応じた運動強度の設定についての配慮が不足していた。当該生徒は、ランニングにより発生した体熱を放散できず、体温（深部体温）が過度に上昇し、熱中症発症に至ったと考えられる。
- ③ 朝とは言え、真夏に練習開始後すぐに30分間以上の持久走を課している点は、科学的根拠に乏しく、理論的根拠に基づく部活動の実践がなされていなかった。
- ④ 暑熱環境に合わせた適切な休息、身体の冷却及び給水時間が確保されず、個々の給水状況の具体的な把握が不十分であった。
- ⑤ 練習前の生徒各個人の体調の確認が不十分であった。

(3) 部活動の運営に関する課題

- ⑥ 部活動指導者と生徒との信頼関係の構築が不十分であった。
- ⑦ 過度な運動強度にブレーキをかけることのできる指導体制の構築が不十分であった。

(4) 応急処置に関する課題

- ⑧ 熱中症の応急処置の際の冷却方法については、現在、一般的に学校現場で行われている方法としては概ね適切であったと考えられる。もっとも、さらに効果的な方法を活用できる可能性があったと考えられる。救急車を呼ぶタイミングに関しては、あと数分は早くできたかもしれないが、遅すぎるとは言えないと思われる。

⑨ 体温の測定は、今回教員は実施しなかったが、大量発汗時には必ずしも正確な体温が計測できないため、測定しなかったことは必ずしも不適切ではないと考えられる。

(5) 学校体制、マニュアル活用、研修に関する課題

⑩ 学校における部活動運営に関する基本方針の策定、情報共有体制の構築が不十分であった。

⑪ 児童生徒の安全に対する意識を高める取組が不十分であった。

⑫ 热中症発症時の意識の有無の判断方法と救急車の出動要請のタイミングについて、改善の余地があると思われる。

⑬ 学校安全に関する計画、マニュアル等の周知並びに適切な運用方法及び評価について、改善の余地があると思われる。

6 再発防止に向けた提言

再発防止に向け前述の課題に対し、以下の内容を提言する。

(1) 練習環境に関する提言

① 部活動の指導にあたる者（以下「指導者」という。）は、天気予報だけでなく、練習場所における WBGT（暑さ指数）を定期的に測定し、活動の中止や休憩、身体の冷却、給水のタイミングを適切に判断する必要がある。

また、練習開始時間は、天気予報および WBGT を活用し、部活動に無理のない時間設定をする。

(2) 練習計画および練習内容に関する提言

② 指導者は、画一的な指導ではなく、生徒一人一人の体格・体力に応じた運動強度を設定することが必要であり、そのためには個々の体力、負荷可能な運動強度をしっかりと把握しておく必要がある。一般的に、肥満傾向の生徒は耐暑性（暑さに対する耐性）や有酸素能力（全身持久力）に劣ることがわかっている。このことを指導者は認識すべきであり、生徒が自分のペースで活動していることに安心してはいけない。運動強度は、生徒の自己管理ではなく、指導者が把握し適切に指導しなければならない。

また、個々の運動能力を客観的に把握するため、定期的に体力測定を実施するよう努めるべきである。

③ 指導者は、生徒の状況に応じ、長期、中期、短期等の視点だけでなく、ウォーミングアップの意味、持久力養成方法等について、科学的根拠に基づく練習計画を作成し、練習目的、練習効果等を生徒にも十分理解させた上で活動する必要がある。

また、指導者は、練習計画について、経験だけに頼らず、検証を繰り返して再検討するという取組を続ける必要がある。

- ④ 指導者は、練習中は生徒の状況、気象条件等を考慮し、適切な休息時間を設け積極的に身体を冷却すること、ならびに発汗量に応じて給水する時間を確保する必要がある。

また、生徒の給水状況を把握し、給水量が少ない場合は給水するよう指導する。

- ⑤ 指導者は、練習前には生徒一人一人の前日までの様子や当日の体調を、チェックシート等を活用することによって把握し、保護者とも連携を取りながら、個々の状況に応じた指導をする必要がある。

(3) 部活動運営に関する提言

- ⑥ 指導者は、指導者と生徒が部活動の意義、練習内容の目的を共有し、しっかりとコミュニケーションを図り、指導者による高圧的な指導ではなく、生徒が感じていることや考えていることを気軽に伝えられる環境を整え、信頼関係を構築する努力をする必要がある。

また、部活動の保護者会や部活動見学を通して、部活動の様子を保護者に情報提供し、保護者が指導者へ思いを伝えやすくし、指導者、生徒、保護者が目標と同じくして部活動運営をする必要がある。

- ⑦ 指導者は、生徒に熱中症に関する知識を適切に指導し、生徒自身が自分でブレーキをかけられるように指導するとともに、生徒自ら休息を申告しやすい環境を整える必要がある。

最終的には、運動強度を自分でコントロールできる生徒の育成が望ましいが、生徒が自分でコントロールできない段階にある場合は、指導者が運動強度をコントロールする必要がある。

(4) 応急処置に関する提言

- ⑧ 指導者は、事故が起こった場合に備えて、児童生徒の休憩場所として冷房の入った部屋を確保しておくとともに、冷却用準備物として、氷以外に熱放散のための扇風機などの体全体をすばやく冷却できる物を準備しておく必要がある。

- ⑨ 運動中および運動直後は、通常の腋窩による体温測定では、体温を正確に測れない場合があり、体温だけで熱中症ではないと判断することは危険であることを認識し、生徒が示す症状から総合的に判断するべきである。

(5) 学校体制、マニュアル活用、研修に関する提言

⑩ 学校は、学校における部活動の意義を明確にし、部活動の運営に関する基本的な方針については、すべての部活動の指導者が共有すべきである。また、広報紙、ホームページ等を通して、保護者や地域に情報発信することが勧められる。学校では、部活動の保護者会を開催し、各部活動における生徒の様子や、部活動運営の方針を保護者に伝え、保護者とのコミュニケーションを積極的に行うことにより、保護者との信頼関係を構築する必要がある。

また、定期的に校内部活動指導者による会議を開催し、お互いの部活動の活動状況、生徒の様子、保護者との連携方法等の情報交換を積極的に行い、他の部活動に対しても気軽に意見交換ができる環境を整える必要がある。

なお、部活動の実施にあたっては、奈良県教育委員会の通知に基づき、少なくとも週1日以上（週2日を目標）の適切な休養日を必ず設定する。さらに、休養日は年間12日以上の土曜日、日曜日又は祝日を含むようにして、終日休養できる日を設定する。

⑪ 学校は、主体的・対話的で深い学びが実践できるグループワーキングやワークショップ形式の授業を行うことにより、児童生徒が安全に対する意識を自ら高め、行動できるための取組を推進する必要がある。

⑫ 熱中症の発症の有無の判断については、意識障害を含めて総合的に判断する必要がある。意識障害の判断については、「意識の有無」をみるのではなく、「正常な反応の有無」をみると考えるべきである。問い合わせに対して返答があったとしても、正常な反応が無いときは、速やかに救急車の出動要請をする必要がある。

⑬ 熱中症に関する通知やマニュアルを含む学校安全に関する通知や計画、学校事故対応に関する指針を、教員が熟知して有効に活用するため、定期的に研修等を実施し、教員の安全に関する意識を高める。

また学校は、保護者を対象とした熱中症、安全に関する研修の機会を設ける取組を推進する。

学校はこれら熱中症を含む安全対策に関する取組の評価及び検証を定期的に行い、常に改善に向け取組を充実させる必要がある。

(6) その他

参考資料で添付した、平成28年8月22日付生教指第300号通知に記載されている熱中症対策内容については、各学校において今後も継続して取組を進めると同時に、本報告書の提言内容を踏まえた実践がなされることを切に願うものである。

【参考】

○市内中学生熱中症事故調査委員会条例

(設置)

第1条 平成28年8月に市内の中学生が死亡に至った学校管理下（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項各号に掲げる場合をいう。）における熱中症による事故（以下「熱中症事故」という。）に関し、公平性及び中立性を確保しながらその原因等を調査するとともに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条に規定する児童生徒等の安全の確保を図るという学校の設置者としての責務を果たすため、市内中学生熱中症事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 熱中症事故の事実関係及び原因に関する事項
- (2) 熱中症事故の再発防止に関する事項
- (3) その他熱中症事故に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会から諮問に対する答申を受けた日限り、その効力を失う。

○委員名簿

(敬称略)

分 野	氏 名	役 職
教育(学校保健)	笠次 良爾 (委員長)	奈良教育大学 教育学部 教授
学識経験者(熱中症)	井上 芳光	大阪国際大学 人間科学部 教授
法律	川真田 リエ	弁護士
教育(部活動指導)	清原 正泰	奈良県中学校体育連盟 前会長
学識経験者(医師)	武山 雅博	奈良県立医科大学 小児科 助教

○開催日程

第1回調査委員会	平成28年11月15日（火）	生駒市役所
第2回調査委員会	平成28年11月28日（月）	生駒市役所
関係者ヒアリング	平成28年12月14日（水）	生駒市役所
第3回調査委員会	平成28年12月14日（水）	生駒市役所
関係者ヒアリング	平成29年1月11日（水）	大瀬中学校
第4回調査委員会	平成29年1月11日（水）	大瀬中学校
第5回調査委員会	平成29年1月23日（月）	生駒市役所
関係者ヒアリング	平成29年2月10日（金）	B病院
第6回調査委員会	平成29年2月28日（火）	生駒市役所
第7回調査委員会	平成29年3月14日（火）	生駒市役所
第8回調査委員会	平成29年3月30日（木）	生駒市役所
第9回調査委員会	平成29年4月11日（火）	生駒市役所

生教指第300号
平成28年8月22日

学校長様
幼稚園長様
保育園長様

教 育 長

市内中学生の熱中症による死亡事案における
当面の教育委員会の対応について

このことについて、下記のとおり取組を進めることとしますので、通知します。
なお、9月から始まる保育園、幼稚園、小・中学校の運動会の練習における熱中症対策についても、必要な措置を講じて予防に努めていただきますようよろしくお願ひします。

記

- 1 子どもたちの体調管理を一層進めるため、部活動に入る際には、健康チェックシートによる事前の体調確認を全中学校で実施します。
- 2 市立保育園、幼稚園、小・中学校に、持ち運びが可能な熱中症指標計（熱中症の危険度（暑さ指数）が測定できる湿度・温度計）を速やかに配置します。
- 3 環境省が作成した「熱中症環境保健マニュアル」に基づき、熱中症を防ぐための対応について、周知徹底します。（別紙でマニュアルの抜粋を添付）
- 4 市教育委員会主催の熱中症予防のための研修を、教職員を対象に8月30日に実施するとともに、各校園においても、引き続き、熱中症予防の取組を進めます。
- 5 すでに受講済みの教職員も含め、全教職員が普通救命講習を修了できるよう、計画的に受講を推進します。
- 6 大瀬中学校については、スクールカウンセラーを派遣し、子どもたちの心のケアに当たっています。2学期以降も状況を注視し、継続して必要な派遣を行います。